

エランコジャパン労働組合

UNION NEWS <12 月特別号>

労働組合とは

■ 労働組合とはどういう存在なのか？

労働組合の権利は憲法で保障されています。誰でも労働組合をつくれますし、加入することができます。また憲法で保障されている「労働三権」（団結権、団体交渉権、団体行動権）は、NPO や市民団体などには認められておらず、労働組合のみに与えられている権利です。



「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持・改善や経済的地位の向上を目的として組織する団体」、すなわち、労働者が団結して、賃金や労働時間などの労働条件の改善を図るためにつくる団体です。（※1）

会社側にとっても働きやすい職場になると、従業員の意欲が向上し、業績も上がる。情報の共有化が進むと、無駄がなくなり、仕事の効率がアップする。従業員の意識や不満、改善に向けた意見などの生の声を把握できる。職場で起きている問題を早く把握でき、コンプライアンスの強化につながる。個別労使紛争を未然に防ぐことができる。（※2）等メリットが多く存在します。

団体交渉とは

■ 団体交渉って何をしているのか？

労働者が集団として、使用者（企業側）との間で、労働条件その他労使関係のあり方について交渉することです。

賃金や労働時間、休憩、職場の安全性、人事考課、個人の懲戒処分や解雇、配置転換などが団体交渉のテーマの代表的なものです。



労働者が団体交渉を行う権利は、日本国憲法第 28 条や労働組合法で保障されており、正当な理由なく企業側が団体交渉を断ることは違法とされています。（※3）

（※1）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/roudoukumiai/index.html

（※2）https://www.jtuc-rengo.or.jp/rengo/about_union/aboutUnion/index.html

（※3）<https://kigyobengo.com/media/useful/1889.html#i>